２　（略）

３　一万三千二百九十一円六十五銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二四四三二六一二四七〇を乗じて得た額との合計額が二十四万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left(\begin{array}{l}\text{当該世帯に属する被保険者に係る}\\ \text{基礎控除後の総所得金額等の合計額}\end{array}\right) - \frac{240{,}000\text{円} - 13{,}291\text{円}65\text{銭} \times \left(\begin{array}{l}\text{賦課期日に当該世帯に}\\ \text{属する被保険者の数}\end{array}\right)}{0.024432612470}$$

４　一万六千二十円二十三銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二二四二五〇六二一〇〇を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left(\begin{array}{l}\text{当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者}\\ \text{に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額}\end{array}\right) - \frac{170{,}000\text{円} - 16{,}020\text{円}23\text{銭} \times \left(\begin{array}{l}\text{賦課期日に当該世帯に属する}\\ \text{介護納付金賦課被保険者の数}\end{array}\right)}{0.022425062100}$$

附　則

（令和五年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和五年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「五万二千九百六円九十六銭」とあるのは「五万四千三百九円十四銭」と、「0.379778622」とあるのは「0.388911349」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と、「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇九六九五四六九二五五」とあるのは「〇・一〇〇二七三〇四九六二八」と、「0.000000695692」とあるのは「0.000000718062」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万三千二百九十一円六十五銭」とあるのは「一万三千二百四十二円五十銭」と、「〇・〇二四四三二六一二四七〇」とあるのは「〇・〇二四四一七二四八」と、「13,291円65銭」とあるのは「13,242円50銭」と、「0.024432612470」とあるのは「0.024411734 8」とし、同条第四項中「一万六千二十円二十三銭」とあるのは「一万五千八百八円六十銭」と、「〇・〇二二四二五〇六二一〇〇」とあるのは「〇・〇二二八〇五五八九〇三」と、「16,020円23銭」とあるのは「15,808円60銭」と、「0.022425062100」とあるのは「0.022805589 03」とする。

２　（略）

３　一万千九百六十五円三十六銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二二〇八四三九三二八〇を乗じて得た額との合計額が二十万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left(\begin{array}{l}\text{当該世帯に属する被保険者に係る}\\ \text{基礎控除後の総所得金額等の合計額}\end{array}\right) - \frac{200{,}000\text{円} - 11{,}965\text{円}36\text{銭} \times \left(\begin{array}{l}\text{賦課期日に当該世帯に}\\ \text{属する被保険者の数}\end{array}\right)}{0.022084393280}$$

４　一万五千六百六十七円四十五銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二〇九二五五二九三五〇を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left(\begin{array}{l}\text{当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者}\\ \text{に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額}\end{array}\right) - \frac{170{,}000\text{円} - 15{,}667\text{円}45\text{銭} \times \left(\begin{array}{l}\text{賦課期日に当該世帯に属する}\\ \text{介護納付金賦課被保険者の数}\end{array}\right)}{0.020925529350}$$

附　則

（令和四年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和四年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「五万二千百六十四円二銭」と、「0.373233208」とあるのは「0.378591229」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と、「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇九二四八九七五七一三三五」とあるのは「〇・〇九六一四九四八四九〇四二」と、「0.000000684515」とあるのは「0.000000697883」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万千九百六十五円三十六銭」とあるのは「一万千九百九四六十三銭」と、「〇・〇二二〇八四三九三二八〇」とあるのは「〇・〇二二三二六七四六〇五」と、「11,965円36銭」とあるのは「11,909円63銭」と、「0.022084393280」とあるのは「0.022326746 05」とし、同条第四項中「一万五千六百六十七円四十五銭」とあるのは「一万五千四百三十五円」と、「〇・〇二〇九二五五二九三五〇」とあるのは「〇・〇二一八三二〇二八七〇」と、「15,667円45銭」とあるのは「15,435円」と、「0.020925529350」とあるのは「0.021832028 70」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和五年度分の調整交付金（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十二条第一項に規定する調整交付金をいう。）から適用する。